

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 146 条の規定による。

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

立川市介護保険条例（平成12年立川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(保険料)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 保険料率は、平成30年度から令和2年度までの各年度においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) ……略……</p> <p>3 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の定めにかかわらず、<u>19,052円</u>とする。</p> <p>4 前項の規定は、第2項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,052円</u>」とあるのは、「<u>24,696円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第3項の規定は、第2項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「<u>19,052円</u>」とあるのは、「<u>43,042円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>6及び7 ……略……</p>	<p>(保険料)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>保険料率は、平成30年度から平成32年度までの各年度においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) ……略……</p> <p>3 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の定めにかかわらず、<u>24,344円</u>とする。</p> <p>4 前項の規定は、第2項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>24,344円</u>」とあるのは、「<u>33,516円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第3項の規定は、第2項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「<u>24,344円</u>」とあるのは、「<u>44,806円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>6及び7 ……略……</p>

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市介護保険条例第8条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度分までの保険料については、な

お従前の例による。